

個別所得の金額の計算に関する明細書

連結事業年度 法人名 ()

区分	分	総額	処分		
			留保	社外流出	③
			①	②	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配当	円
減価償却の償却超過額	2			その他	
役員給与の損金不算入額	3			その他	
	4				
	5				
小計	6				
減価償却超過額の当期認容額	7				
国外子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	8			※	
受贈益の益金不算入額	9			※	
適格現物分配に係る益金不算入額	10			※	
	11				
小計	12			外※	
仮計	13			外※	
(1)+(6)-(12)					
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	14				
損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額	15				
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額	16			その他	
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	17				
損金経理をした納税充当金	18				
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)及び延滞金(延納分を除く。)及び過意税	19			その他	
小計	20				
収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額	21				
収益として経理した附帯税(利子税を除く。)の受取額	22			※	
納税充当金から支出した事業税等の金額	23				
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	24				
所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	25			※	
小計	26			外※	
仮計	27			外※	
(13)+(20)-(26)					
受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	28	△		※	△
交際費等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十五の二「22」又は「23」)	29			その他	
仮計	30			外※	
(27)から(29)までの計)					
対象純支払利子等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十七の二(一)「33」)	31			その他	
連結超過利子額の損金算入額の個別帰属額 (別表十七の二(二)付表一「8の計」)	32	△		※	△
仮計	33			外※	
(30)から(32)までの計)					
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	34	△		※	△
寄附金の損金不算入額の個別帰属額 (別表十四の二「36」)	35			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(一)「7」又は「12」)又は(別表十(二)「8」のうち帰せられる金額)	36	△		※	△
法人税額から控除される所得税額の個別帰属額 (別表六の二(一)「12」)	37			その他	
税額控除の対象となる個別外国法人税の額 (別表六(二)の二)「7」)	38			その他	
分配時調整外国税相当額の個別帰属額及び外国関係税等に係る個別控除対象所得税額等相当額(別表六の二(二)「24」±別表十七(三)の六)「9」)	39			その他	
連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	40			その他	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	41			※	
仮計	42			外※	
(33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)±(41)					
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	43				
連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額(別表七の二付表三「12」)	44			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	45			※	
仮計	46			外※	
((42)から(45)までの計)					
連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表一「19の計」)+ (別表七の二付表四「9」若しくは「21」又は別表七の二付表五「10」))	47	△		※	△
仮計	48			外※	
(46)+(47)					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	49	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十(十四)「10」)	50	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43の計」)	51	△	△		
開西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(一)「15」、別表十二(二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	52	△	△		
特別助成事業開拓事業者に對し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十の二)「20」-「17」)	53			※	
残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	54	△	△		
個別所得金額又は個別欠損金額	55			外※	